第八条第二項の表第四百二十六条第六項の項中「第四百二十六条第六項」を「第四百二十六条第八項」に改め、同表第四百二十七条第一項の項中「社外取締役」を「取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）」に、「社外監査役」を「監査役」に改め、「この条」の下に「及び第九百十一条第三項第二十五号」を加え、「社外取締役等」を「非業務執行取締役等」に改め、同表第四百二十七条第二項、第四項（第一号及び第二号を除く。）及び第五項の項中「社外取締役等」を「非業務執行取締役等」に改め、同表第四百二十七条第三項の項中「社外取締役」を「同項に規定する取締役」に改め、同条第三項中「これら」を「同法」に改め、同項の表第三百五十七条第一項の項中「監査役設置会社」の下に「にあっては、監査役」を「の組合」の下に「にあっては、監事」を加え、同項の次に次のように加える。

第三百六十条第一項	株式を有する株主	組合員である者
第三百八十一条第二項及び第三百八十五条第一項	監査役は	監事は
第三百八十一条第二項	支配人	参事

第八条第三項の表第三百八十一条第二項、第三百八十五条第一項及び第三百八十六条（見出しを含む。）の項中「及び第三百八十六条（見出しを含む。）」を「並びに第三百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）」に改め、同表第三百八十六条第一項の項の次に次のように加える。

第三百八十六条第一項及び第二項	監査役が	監事が

第八条第四項中「これら」を「同法」に改め、同項の表第八百四十九条第二項第一号の項中「第八百四十九条第三項第一号」に、「監査役設置会社」を「監査役設置会社　監査役（監査役が二人以上ある場合にあっては、各監査役）」に、「の組合」を「の組合　監事（監事が二人以上ある場合にあっては、各監事）」に改め、同表第八百五十条第四項の項中「第五十五条」の下に「、第百二条の二第二項、第百三条第三項」を、「第百二十条第五項」の下に「、第二百十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項」を加え、同条第五項中「これら」を「同法」に改め、同項の表第三百五十三条の項の次に次のように加える。

第三百六十条第一項	株式を有する株主	組合員である者

第九条中「これら」を「同法」に改める。

第十条中「これら」を「同法」に改め、同条の表第二百七条第八項及び第二百十二条第二項の項中「第二百五条」を「第二百五条第一項」に改める。

第十一条及び第十二条中「これら」を「同法」に改める。

第十三条中「これら」を「同法」に改め、同条の表第二百七条第八項及び第二百十二条第二項の項中「第二百五条」を「第二百五条第一項」に改める。

第十四条、第十六条及び第十八条中「これら」を「同法」に改める。

第十九条中「これら」を「同法」に改め、同条の表第七十一条第三項の項の前に次のように加える。

第十二条第一項並びに第四十五条第一項及び第二項	支配人	参事

第二十条及び第二十一条中「これら」を「同法」に改める。

（産業競争力強化法施行令の一部改正）

第五条　産業競争力強化法施行令（平成二十六年政令第十三号）の一部を次のように改正する。

第六条の表第三百九条第二項第十二号の項中「第七百九十六条第四項」を「第七百九十六条第三項」に改める。

附　則

この政令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年五月一日）から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
総務大臣臨時代理
国務大臣　石破　茂
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣臨時代理
国務大臣　有村　治子
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　甘利　明
国土交通大臣　太田　昭宏

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年四月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第二百二十六号

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成二十六年法律第八十四号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律の施行期日は、平成二十七年六月一日とする。

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　甘利　明
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年四月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第二百二十七号

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律施行令

内閣は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成二十六年法律第八十四号）第二条第一項第三号及び第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

（食用に供されない農林水産物）

第一条　特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第三号の政令で定める農林水産物は、次に掲げるもの（食用に供されるものを除く。）とする。

一　観賞用の植物
二　工芸農作物
三　立木竹
四　観賞用の魚
五　真珠